

# 商品概要説明書

## 通知貯金

(平成30年10月1日現在)

|  |  |
|--|--|
| 1. 商品名   | ○通知貯金  |
| 2. 販売対象  | ○個人・法人・任意団体  |
| 3. 期間  | ○期間の定めはありません。<br>(ただし、7日間の据置期間が必要です)   |
| 4. 預入方法<br>(1) 預入方法<br>(2) 預入金額<br>(3) 預入単位                                  | ○一括預入<br>○50,000円以上<br>○1円単位   |
| 5. 払戻方法  | ○解約時に一括して払い戻しができます。<br>(ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。)   |
| 6. 利息<br>(1) 適用金利<br>(2) 利払頻度<br>(3) 計算方法<br>(4) 税金<br><br>(5) 金利情報の<br>入手方法 | ○毎日の約定利率を適用します(変動金利)。<br>○解約時に一括して支払います。<br>○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。<br>○個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%) <sup>※</sup> の<br>分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。<br>※平成49年12月31日までの適用となります。<br>○金利は店頭に表示しています。 |
| 7. 手数料   | ——   |
| 8. 付加できる<br>特約事項   | ○個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課<br>税制度」)の取扱いができます。   |
| 9. 中途解約時<br>の取扱い   | ○据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率によ<br>り計算した利息とともに払い戻します。   |
| 10. 貯金保険制度<br>(公的制度)   | ○保護対象<br>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される<br>貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯<br>金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供で<br>きる」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本<br>1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。                                   |

|   |  |
|---|--|
| <p>11. 苦情処理措置<br/>および紛争解<br/>決措置の内容</p> | <p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）<br/>につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電<br/>話：055-949-3211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態<br/>勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の<br/>解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-<br/>1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場<br/>合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部<br/>またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br/>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバ<br/>ンク相談所を通じてのご利用となります。上記J<br/>Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> |
| <p>12. その他参考と<br/>なる事項</p>              | <p>_____</p>   |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA伊豆の国